

## 佐伯市ホームページ広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、佐伯市広告料収入事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める規定のほか、佐伯市のホームページ（以下「ホームページ」という。）における広告物の掲載（以下「広告掲載」という。）に係る事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の種類及び基準)

第2条 ホームページの広告物は、リンクを設定した広告の画像を掲載して行う広告（以下「バナー広告」という。）で、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 要綱第5条第1項

(2) 別表に定める佐伯市ホームページ広告掲載基準

### (広告掲載の期間)

第3条 広告の掲載の期間は1か月単位とし、広告掲載の開始日及び終了日は市長が定める。

2 市長は、市のサーバーの保守等のためのホームページの公開を停止する場合も、広告掲載の期間は延長しないものとする。ただし、ホームページの停止する時間が1月に72時間を超えるときは、この限りではない。

### (広告の募集)

第4条 広告の募集は、市長がホームページの管理状況等を勘案し、その時期、広告掲載の位置、広告枠数等を決定し、ホームページ又は市報への掲示その他の方法で行うものとする。

2 市長は、広告の募集に際し、希望するものに対し、広告を募集する旨の案内をすることができる。

### (広告掲載の申込み)

第5条 バナー広告の広告申込者は、要綱第3条の広告掲載等利用申請書（様式第1号）を市長が定める日までに、持参、郵送、ファクシミリ、電子メール等の方法で市長に提出しなければならない。

### (広告掲載の承諾)

第6条 市長は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、要綱第4条の規定により、広告掲載の承諾の可否を決定するものとする。

- 2 前項の決定は、第5条の規定による申込みの先着順により行うものとする。
- 3 市長は、広告掲載を承諾（却下）するときは、要綱第4条の広告掲載等利用決定（却下）通知書（様式第2号）により、広告申込者に通知するものとする。

（バナー広告の電磁的記録の提出）

第7条 前条の規定により広告の掲載を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する日までに当該バナー広告の電磁的記録を市長に提出しなければならない。

（広告掲載料）

第8条 広告掲載に係る料金（以下「広告掲載料」という。）は、広告掲載の期間、位置、ホームページの加工経費等を勘案し、市長が定める。

- 2 広告主は、市長が指定する日までに広告掲載料を前納しなければならない。
- 3 既納の広告掲載料は、返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により広告掲載を中止したときは、この限りでない。
- 4 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料は、広告掲載を中止した日の属する月以降に係る既納の広告掲載料とする。

（広告掲載位置の変更）

第9条 市長は、広告枠数の変更、ホームページのデザインの変更又はホームページの管理上の理由のためホームページを変更する場合は、広告掲載中のバナー広告のホームページ内における位置及び順番をその広告の価値を著しく損なわないと認められる範囲で変更することができるものとする。

（広告の変更）

第10条 広告主は、広告掲載の開始日が属する月の翌月以降にバナー広告の変更をすることができる。この場合において、バナー広告の変更は、1月に1回までとする。

- 2 広告主は、バナー広告の変更をするときは、要綱第6条の広告掲載等利用変更（廃止）届（様式第3号）を変更日の20日までに市長に提出しなければならない。

（広告掲載の取り止め）

第11条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り止めるときは、要綱第6条の広告掲載等利用変更（廃止）届（様式第3号）を取り止める日の3日前までに市長に提出しなければならない。

（免責）

第12条 広告掲載に関して、市が広告主に対し債務不履行責任又は損害賠償責任を負った

場合は、その賠償額は広告掲載料を上限とする。

(委任)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 8 月 20 日から施行する。

(別表)

## 佐伯市ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

1 この基準は、第2条第1項第2号に規定する基準を定めるものである。

(サイズ、画像形式、容量)

2 掲載する広告物のサイズ等は、特に指定のない限り以下の基準によるものとする。

(1) サイズ 幅160ピクセル×高さ40ピクセル

(2) 画像形式 GIF(アニメ不可)又はJPEG

(3) 容量 4KB以内

(広告主の表示)

3 バナー広告には、広告主の名称、店名等を表示しなければならない。

(禁止表現)

4 次の表現を含む広告物は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるため、掲載しない。

(1) 「はい」「いいえ」「開く」「閉じる」「キャンセル」などのボタン

(2) アラートマーク(警戒・警報・待機状態と思われるもの)

(3) ラジオボタン

(4) テキストボックス(テキスト入力が可能に見えるもの)

(5) プルダウンメニュー(下部に選択肢があるように見えるもの)

(市の掲載情報との区分)

5 次の表現を含む広告物は、閲覧者が市の掲載情報の一部であるかのように混同するおそれがあるため、掲載しない。

(1) ホームページのコンテンツと類似の色調及び字体を使用するもの

(2) 市政を連想させる分野において一般的な表現(「育児指導」「消費生活相談」「高齢者の生活ガイド」等)を用いるなど、ホームページ閲覧者が佐伯市の事業と誤解しやすいもの

(色調)

6 広告物の色調については、ホームページ全体の調和を損なわないようにするため、次の基準によることとする。

(1) 文字色と背景色のコントラストを考慮するとともに、背景に画像、写真、模様等

を使用するときは文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならないこととする。

(2) 金銀色、蛍光色などは使用不可とし、目立つことを重視するあまり極端な色使いとならないこととする。

(解像度)

7 広告物の文字、写真、イラスト等の解像度については適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(その他)

8 この基準に定めのない事項については、必要に応じて協議し定めるものとする。